

全 建 事 発 第 1 0 1 号
令 和 6 年 1 1 月 1 3 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条に規定する
「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について（依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和6年9月11日付全建事発第067号にて、貴協会よりご意見をいただき、国土交通省に報告したところです。国土交通省では、左記報告等を受け、改正骨子（案）を修正し、本年10月23日の関係省庁連絡会議において骨子として決定されました。

今般、本改正骨子を基に「発注関係事務の運用に関する指針（案）」が作成され、改めて記載内容について意見照会が行われますので、お知らせします。

意見照会は参考2のとおり、別紙にて各地方整備局から貴協会に対して行われますので、直接、地方整備局に意見の提出をお願いいたします。

なお、先日、報告した意見の中には、別添2及び別添3に反映されていない意見もありますので、ご確認の上、必要に応じて改めて意見していただくようお願いいたします。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【添付書類】

国土交通省通知文（建設業団体の長宛て）

別紙 意見等の提出について（地方整備局等より）

別添1 発注関係事務の運用に関する指針骨子_意見照会結果

別添2 発注関係事務の運用に関する指針骨子

別添3 発注関係事務の運用に関する指針（案）

別添4 発注関係事務の運用に関する指針（案）新旧対照表

別添5 運用指針意見照会様式

参考1 運用指針関係のスケジュール

参考2 意見照会フロー図

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp